

(公印省略)

7 嘉水第 5 8 2 号  
令和 8 年 2 月 2 4 日

嘉麻市水道事業経営審議会長 様

嘉麻市長 赤間 幸弘

### 嘉麻市水道事業経営に係る諮問について

標記の件について、嘉麻市水道事業経営審議会条例第 2 条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

#### 記

1. 水道事業の経営に関する事項
2. 水道料金、手数料及び納付金に関する事項
3. その他水道事業の円滑な運営の確保に関し、市長が特に必要と認める事項

#### 諮問理由

嘉麻市では、平成 18 年の合併後の平成 21 年に統一料金を設定して以来、消費税以外の料金改定は行わずに事業を継続しています。その間、平成 21 年度に税抜きで 6 億円程度、年度末給水件数で 17,242 件あったものが、令和 6 年度では税抜きで 4 億 8 千万円程度、年度末給水件数で 15,503 件となっており、人口減少による給水収益の減少が続いており、令和 3 年度からは赤字経営となっています。また、老朽化した施設の更新や近年の物価高騰に伴う営業費用の増加等、水道事業の経営はますます厳しさを増していくと予測されます。

つきましては、安全で快適な生活環境の確保、災害に強い上水道の確立を図るとともに、将来に渡って安定的かつ持続的にサービスが提供でき、今後の健全な水道事業経営に資するための適正な水道料金及び経営のあり方について、貴審議会の意見を求めたく、諮問するものです。